

事案発生日	令和5年3月1日
事業者名	久原 守仁
船名	源丸
発出日	令和5年10月26日
法令違反等の概要	<p>今般、令和5年3月1日に、久原 守仁が経営する人の運送をする内航不定期航路事業において運航する「源丸」が、鹿児島県大島郡瀬戸内町生間港口付近を航行中、船長が船の進路から目を離したことが発端となり、岩場に乗り上げる事故を発生させた。</p> <p>事故を受けて、当局が同年5月24日に海上運送法第25条に基づく立入検査を実施したところ、<u>安全統括管理者兼運航管理者である船長が法令遵守と安全最優先の原則を徹底していない等の安全管理規程違反が確認された。</u></p>
指導の内容	<p>令和5年11月27日までに以下の改善措置を文書により報告すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。</u> 2. <u>運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。</u> 3. <u>運航管理者は、安全管理規程第22条に基づき、配乗計画を作成又は改定する場合は、関係法令に沿って必要な乗組員が確保されているか等について、その安全性を検討すること。</u> 4. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第28条に基づき、運航の可否判断等を記録すること。 5. 船長は、安全管理規程第40条に基づき、船舶点検簿に基づいて、毎日1回以上点検を実施し、記録すること。 6. 運航管理者は、安全管理規程第41条に基づき、陸上施設点検簿に基づいて、毎日1回以上古仁屋港や生間港等の係留施設等の点検を実施し、記録すること。 7. 船長は、安全管理規程第43条及び事故処理基準第4条に基づき、<u>自船に事故が発生したときは、速やかに海上保安官署等に連絡すること。</u> 8. 運航管理者は、安全管理規程第48条及び事故処理基準第4条に基づき、<u>事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めること。</u> 9. <u>安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第50条に基づき、運航管理補助者に対し、安全管理規程、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施するとともに、運航管理者は、同規程第52条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。</u> 10. <u>安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第51条に基づき、年1回以上、事故を想定した事故処理に関する訓練を実施するとともに、運航管理者は、同規程第52条に基づき、その概要を記録簿等に記録すること。</u> 11. 安全統括管理者は、安全管理規程第55条に基づき、安全管理規程など、輸送の安全にかかわる情報を船内掲示等の適宜の方法により公表すること。 12. 船長は、作業基準11条及び事故処理基準第6条に定める利用者の安全確保及び二次災害並びに被害拡大防止対策として、<u>救助を求めるべき事態が発生した場合、旅客に救命胴衣を着用させること。</u> 13. 安全統括管理者及び運航管理者は、非常連絡表に記載の連絡先を定期的に確認し、常時連絡ができる体制を構築すること。 また、経営トップは、安全管理規程第20条に基づき、安全管理規程(非常連絡表を含む)について関係の責任者の意見を参考とした上で見直しを検討し、変更を決定した場合は速やかに九州運輸局に届け出ること。